

学校法人千葉工業大学公益通報等に関する運用細則

平成 20 年 4 月 23 日

制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、学校法人千葉工業大学公益通報等に関する規程（以下「公益通報規程」という。）第 16 条に基づき、学校法人千葉工業大学（以下「法人」という。）における公益通報等の運用に関し、必要な事項を定める。

(周知)

第 2 条 監査室は、学校法人千葉工業大学公益通報等に関する規程第 4 条で規定する通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談（以下「通報等」という。）の方法、その他必要な事項を職員並びに学生等に周知する。

(通報等の受付)

第 3 条 通報窓口は、通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）から通報等があった場合は、通報者等の秘密は保持されることを説明しなければならない。

2 監査室は、通報等を受け付けた時又は外部通報窓口からの通報受付報告を受けた時、匿名による通報を除き、公益通報の受理又は不受理及び事実関係の確認（以下「事実確認」という。）の開始を通報者等に通知しなければならない。受理しない場合は、その理由を併せて通知するものとする。

3 次の各号に係る通報については公益通報として受理しない。

- (1) 内容が具体性を伴わず不分明なもの
- (2) 内容が虚偽又は他人の誹謗中傷であることが明らかなもの
- (3) 単なる伝聞に基づくものなど、通報内容について信ずるに足りる理由が明らかに認められないもの
- (4) 通報対象事実について法人に処分又は勧告等をする権限を有しないもの
- (5) その他通報に該当しないことが明らかなもの

4 公益通報窓口に以下の各号に関する通報等があった場合は、当該規程に基づき対処するものとする。

- (1) 学校法人千葉工業大学個人情報保護規程
- (2) 学校法人千葉工業大学ハラスメント防止規程
- (3) 学校法人千葉工業大学研究者倫理委員会規程
- (4) 学校法人千葉工業大学公的研究費運営・管理規程
- (5) 学校法人千葉工業大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程

(委員会)

第 4 条 公益通報規程第 7 条第 3 項に規定する委員会を設ける場合、委員の構成、運営方法等については、通報等の内容に応じて適宜定めるものとする。

2 委員会の委員は学内理事会へ事実確認の結果及び是正措置等を報告するまで任に就くものとする。

(事実確認を行う際の遵守事項)

第5条 事実確認を指示された前条の委員会の委員又は監査室の関係者は、その職務の遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 事実確認の対象部署や対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
- (2) 公正不偏の態度を保持し、事実確認を実施すること
- (3) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと

2 事実確認は、通報者等の秘密を守るため、通報者等が特定されないよう十分配慮しつつ、遅滞なく行うものとする。

(通報者等の保護)

第6条 通報者等が通報等を行ったことを理由として不利益な取扱いを被ることがないように、その通報者等の別により、次の各号に掲げる部署等で相当の期間、経過観察させるなどにより、保護を継続して行う。

- (1) 法人の職員等：所属部署
- (2) 法人の取引業者の労働者：取引業務を所管する部署
- (3) 本学の学生等：在籍する学科・学部、専攻・研究科

(被通報者の保護)

第7条 事実確認の結果、通報等に係る事実がないことが判明し、被通報者の名誉が害されたと認められるときは、学内理事会は、事実関係の公表その他被通報者の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(公益通報等記録書)

第8条 監査室は、別に定める様式による公益通報等記録書を作成、保管しなければならない。

附則

この細則は、平成20年4月23日から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年7月23日から施行する。